

「苫小牧市テクノセンター条例の一部改正（使用料及び手数料の設定）について」

1 趣旨

苫小牧市テクノセンターの輪郭形状測定機を更新することに伴い、苫小牧市テクノセンター条例の一部を改正するものです。

なお、条例の施行は、令和6年1月1日を予定しています。

2 根拠法令

地方自治法第228条の規定により使用料及び手数料は、条例で定めることとされています。

3 導入する機器

機器名： 輪郭形状測定機

機器メーカー及び型式： 株式会社東京精密製 SURFCOM NEX 030 SD2-13(ハイコラム仕様)

機器概要：

輪郭形状測定機は物体の輪郭形状を測定する機器です。機械加工部品や製造用金型などの特に微細な形状を高精度に測定する場合に利用します。測定する際には、アームの先端に取り付けたスタイラス(触針)で測定物の表面を触れ、アームの上下動を検出して輪郭形状を取得します。取得した形状は解析用PC上に拡大表示され、測定者は画面上で寸法を測定し、設計値との比較等を行います。

4 使用料及び手数料について

- ・輪郭形状測定機 使用料（1時間につき） 1,900円
- ・輪郭形状測定 手数料
（基本分） 1点 2,200円
（追加分） 同一ワーク内で追加1点ごとに 600円

5 導入機器の使用料及び手数料の算出根拠

導入する機器の使用料及び手数料は、所定の方法(減価償却費、動力費、指導に係る人件費等の合算)により算出しております。